

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人ラオスのこども		実績判定期間	平成30年7月1日～令和5年6月30日			
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数（※）の合計数が年平均100人以上であること				チェック欄			
				✓			
【留意事項】							
1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。							
2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。							
3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。							
実績判定 期間内の 各事業年度		①	②	③	④	⑤	⑥
	自	平成30年7月1日	令和1年7月1日	令和2年7月1日	令和3年7月1日	令和4年7月1日	年 月 日
	至	令和1年6月30日	令和2年6月30日	令和3年6月30日	令和4年6月30日	令和5年6月30日	年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数（※）が100人以上である		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
【寄附者名簿チェック欄】							
☒ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。							
☒ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。							
☒ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。							
上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。							
○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数（※）が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。							
年3,000円以上の寄附者の数（※）	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
	人	人	人	人	人	人	A 人
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月
実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数（※）		A	人	×	12	= 人 ≥ 100人	
実績判定期間の月数		B	月			↑ 小数点以下は切り捨てます。	

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人ラオスのこども		チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること			✓
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			
		実績判定期間	
すべての事業活動に係る金額等		①	(指標) 144,813,520 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等		②	0 円
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	㉑	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	㉒	0 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	㉓	0 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	㉔	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	㉕	0 円
合 計 (㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)		㉖	0 円 ㊦②へ
基準となる割合 (㉖÷①)		③	0%

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人ラオスのこども					チェック欄																																																						
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓																																																						
イ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>役員数</th> <th>最も人数が多い「親族等」のグループの人数</th> <th>割 合 (②÷①)</th> <th>最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数</th> <th>割 合 (④÷①)</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 平成30年7月1日～令和1年6月30日</td> <td>9人</td> <td>2人</td> <td>22.2%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>② 令和1年7月1日～令和2年6月30日</td> <td>9人</td> <td>2人</td> <td>22.2%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>③ 令和2年7月1日～令和3年6月30日</td> <td>9人</td> <td>2人</td> <td>22.2%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>④ 令和3年7月1日～令和4年6月30日</td> <td>8人</td> <td>2人</td> <td>25%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 令和4年7月1日～令和5年6月30日</td> <td>8人</td> <td>2人</td> <td>25%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 年 月 日～年 月 日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>申請時</td> <td>10人</td> <td>2人</td> <td>20%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>						項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	区 分	①	②	③	④	⑤	① 平成30年7月1日～令和1年6月30日	9人	2人	22.2%	0人	0%	② 令和1年7月1日～令和2年6月30日	9人	2人	22.2%	0人	0%	③ 令和2年7月1日～令和3年6月30日	9人	2人	22.2%	0人	0%	④ 令和3年7月1日～令和4年6月30日	8人	2人	25%	0人	0%	⑤ 令和4年7月1日～令和5年6月30日	8人	2人	25%	0人	0%	⑥ 年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	申請時	10人	2人	20%	0人	0%
項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)																																																							
区 分	①	②	③	④	⑤																																																							
① 平成30年7月1日～令和1年6月30日	9人	2人	22.2%	0人	0%																																																							
② 令和1年7月1日～令和2年6月30日	9人	2人	22.2%	0人	0%																																																							
③ 令和2年7月1日～令和3年6月30日	9人	2人	22.2%	0人	0%																																																							
④ 令和3年7月1日～令和4年6月30日	8人	2人	25%	0人	0%																																																							
⑤ 令和4年7月1日～令和5年6月30日	8人	2人	25%	0人	0%																																																							
⑥ 年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%																																																							
申請時	10人	2人	20%	0人	0%																																																							
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。																																																												
ロ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各社員の表決権が平等である</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記を証する書類の名称とその内容等</td> <td>はい</td> <td>はい</td> <td>はい</td> <td>はい</td> <td>はい</td> <td>はい</td> <td>はい</td> </tr> <tr> <td></td> <td>いいえ</td> <td>いいえ</td> <td>いいえ</td> <td>いいえ</td> <td>いいえ</td> <td>いいえ</td> <td>いいえ</td> </tr> </tbody> </table>						各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい		いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ																														
各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時																																																					
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい																																																					
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ																																																					

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ	はい ☒ いいえ

㉚ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 ☒ 無	有 ☒ 無	有 ☒ 無	有 ☒ 無	有 ☒ 無	有・無	有 ☒ 無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔～㉙」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉙」、「㉚」及び「㉛」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉙」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉙」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものを行い、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ラオスのこども	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	申請時
役員数		9人	9人	9人	8人	8人	人	10人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	2人	2人	2人	人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人

役員 の 内 訳												
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況								就任・退任 年月日
				④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	申請時	
インクォン チャン タツ (野口チャン タツ)		理事		○	○	○	○	○			○	平成15年5月8日 就任
橋本 由貴江 (猿田由貴江)		理事		○	○							平成21年9月19日 就任 令和1年9月14日 退任
塩谷 光		理事		○	○	○	○	○			○	平成15年5月8日 就任
新藤 雅章		理事		○	○	○	○	○			○	平成25年9月21日 就任
野口 朝夫		理事		○	○	○	○	○			○	平成15年5月8日 就任
平石 未奈 (廣瀬未奈)		理事		○	○							平成25年9月21日 就任 令和1年9月14日 退任
森 透		理事		○	○	○	○	○			○	平成15年5月8日 就任
西村 恵子		理事			○	○	○	○			○	令和1年9月14日 就任
飯川 桃子		理事			○	○	○					令和1年9月14日 就任 令和3年9月18日 退任

森 千也		理事								○	令和5年9月21日 就任
岡田 龍之介		理事								○	令和5年9月21日 就任
脇田 康司		監事		○	○	○	○	○		○	平成19年9月8日 就任
矢崎 芽生		監事		○	○	○	○	○		○	平成21年9月19 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 ラオスのこども		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(弥生会計)使用、ルーズリーフ	週1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(弥生会計)使用、ルーズリーフ	週1回	7年
現金出納帳	表計算ソフト(エクセル)使用、データ保管	都度	7年
ラオス事務所 会計報告(出納帳)	表計算ソフト(エクセル)使用、ルーズリーフ	ラオス事務所：都度 東京：月1回	7年
出版図書在庫表	表計算ソフト(エクセル)使用、ルーズリーフ	決算時	7年
東京販売品在庫表	表計算ソフト(エクセル)使用、ルーズリーフ	決算時	7年
賃金台帳	表計算ソフト(エクセル)使用、ルーズリーフ	月1回	7年

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 ラオスのこども						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							✓
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・無	有・ ☐ 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・無	有・ ☐ 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・無	有・ ☐ 無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・無	有・ ☐ 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・無	有・ ☐ 無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・無	有・ ☐ 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・無	有・ ☐ 無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	144,813,520 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	144,813,520 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	45,740,958 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	45,740,958 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表（第4表 次葉）」（ハ及び二）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ラオスのこども				
-----	-------------------	--	--	--	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	平成30年7月1日 ～令和6年6月21日	
			給与	令和1年4月1日～ 令和4年12月31日	

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	平成30年7月1日 ～ 令和6年6月21日
---------	-----------------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
14 人	31,004,250 円

（注意事項）

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 ラオスのこども				
-----	-------------------	--	--	--	--

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
別紙の通り					

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
別紙の通り					

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

なし

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		平成 30.08.23	158,644 円	西日本豪雨義援金
		平成 30.09.21	41,356 円	
		平成 30.07.01~ 令和 01.05.31	6,873,027 円	奨学金支給
		令和 01.12.01 ~02.06.30	5,983,423 円	
		令和 04.12.01 ~05.06.30	5,900,787 円	
		令和 02.01.01 ~02.02.28	97,608 円	
		令和 02.12.18	169,624 円	
		令和 04.04.28	84,288 円	
		令和 05.02.16	23,349 円	
			円	

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

(1)資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		図書57冊	令和03.06.25	35,907円	平均単価629円（定価、ラオス通貨キープによる販売）
		2019年カレンダー45部	平成30.12.25	36,000円	定価販売。 2019年～2021年カレンダーは、販売数量10部未満は単価850円、10部以上は単価800円。 会員は送料無料。 2022年～2023年カレンダーは、販売数量10部未満は単価900円、10部以上は単価800円。 いずれも販売価格は、1月以降は暫時値下げ
		2020年カレンダー1部	令和01.12.16	1,000円	
		2021年カレンダー23部	令和03.06.30	18,400円	
		2022年カレンダー20部	令和04.06.30	18,000円	
		2023年カレンダー20部	令和05.06.30	18,000円	
		2019年カレンダー33部	平成31.01.15 ほか	27,200円	
		2020年カレンダー15部	令和01.12.02 ほか	14,550円	
		2021年カレンダー29部	令和03.06.30	23,200円	
		2022年カレンダー51部	令和04.06.30	45,900円	
		2023年カレンダー36部	令和05.06.30	32,400円	
		2019年カレンダー12部	平成30.11.17 ほか	9,600円	[redacted] 及び [redacted] の欄に同じ
		2020年カレンダー6部	令和01.11.20	5,100円	
		2021年カレンダー5部	令和02.12.06	4,250円	
		2022年カレンダー3部	令和03.11.29	2,700円	
		2023年カレンダー4部	令和04.11.06	3,600円	
		2024年カレンダー4部	令和05.11.28～ 06.01.13	4,400円	
		図書5冊	令和01.07.20 ほか	3,500円	単価700円（定価）
		2019年カレンダー20部	平成31.02.16 ほか	16,000円	[redacted] 及び [redacted] の欄に同じ
		2020年カレンダー13部	令和02.01.28	10,400円	
		2021年カレンダー10部	令和02.12.17	8,000円	
		2022年カレンダー15部	令和03.12.25	12,000円	
		2023年カレンダー15部	令和05.03.04	12,000円	
		2024年カレンダー15部	令和05.11.28	13,900円	
		図書2冊	令和04.09.26	2,000円	単価1000円（定価）
		2019年カレンダー10部	令和01.09.29	16,000円	[redacted] 及び [redacted] の欄に同じ
		2020年カレンダー15部	令和01.11.20 ほか	8,000円	
		2021年カレンダー10部	令和02.12.16	8,000円	
		2022年カレンダー10部	令和03.12.03	8,000円	
		2024年カレンダー5部	令和06.1.12	5,200円	
		2020年カレンダー147部	令和01.11.30 ほか	124,950円	
		2021年カレンダー101部	令和02.12.05 ほか	85,850円	
		2022年カレンダー120部	令和03.11.26 ほか	97,200円	
		図書1冊	令和04.09.26	1,000円	単価1000円（定価）

	2020年カレンダー2部	令和01. 11. 20	1,700円	及び の欄に同じ
	2021年カレンダー5部	令和02. 12. 04	4,250円	
	2019年カレンダー25部	平成31. 11. 21 ほか	20,000円	
	2019年カレンダー10部	平成30. 11. 17	8,000円	
	2024年カレンダー2部	令和05. 12. 10	2,000円	
	2024年カレンダー4部	令和05. 12. 10～ 06. 02. 24	4,200円	
	2021年カレンダー5部	令和02. 12. 05	4,250円	
	2022年カレンダー5部	令和03. 12. 27	4,500円	
	2023年カレンダー5部	令和04. 11. 06	4,500円	
	2024年カレンダー10部	令和05. 11. 09	9,000円	
	図書2冊	令和04. 09. 26	2,000円	単価1000円（定価）
	2019年カレンダー340部	平成30. 11～令和 01. 05	358,700円	及び の欄に同じ
	2020年カレンダー260部	令和01. 11～ 02. 05	209,350円	
	2021年カレンダー206部	令和02. 11～ 03. 01	166,600円	
	2022年カレンダー217部	令和03. 11～ 04. 04	177,100円	
	2023年カレンダー214部	令和04. 11～ 05. 05	171,063円	
	2024年カレンダー202部	令和05. 11～ 06. 06	180,000円	
	図書50冊	平成31. 03. 12	15,888円	平均単価318円（定価、ラオス 通貨キープによる販売）
	図書10冊	令和01. 08. 08	7,100円	単価700円～800円（定価）
	図書10冊	令和03. 06. 25	2,096円	平均単価210円（定価、ラオス 通貨キープによる販売）
	図書6冊	令和03. 07～ 03. 09	5,900円	単価700円×3冊、1200円×2 冊、1400円×1冊（定価）
	2019年～2021年カレンダー	平成30. 11～令和 03. 06	定価850円	定価850円で販売
	2022年～2024年カレンダー	令和03. 10～ 05. 06	定価900円	定価900円で販売
	2024年カレンダー	令和05. 10～ 06. 05	定価1,000円	定価1,000円で販売

(3)役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		織物品の委託販売受託による 手数料収入	平成30. 07. 01～ 30. 12. 31	355,194円	手数料率は「販売手数料規定」に基づき個別に決定。 (30%～40%)
			平成31. 01. 01～ 令和01. 06. 30	667,549円	
			令和01. 07. 01～ 01. 12. 31	417,540円	
			令和02. 01. 01～ 02. 06. 30	76,802円	
			令和02. 07. 01～ 02. 12. 31	166,915円	
			令和03. 01. 01～ 03. 06. 30	99,610円	
			令和03. 07. 01～ 03. 12. 31	44,281円	
			令和04. 01. 01～ 04. 06. 30	187,916円	

	令和05.07.01～ 05.12.31	55,401円	
	令和06.01.01～ 06.06.30	220,928円	
	令和04.06.30	400,933円	受取手数料率35%
	令和04.07.01～ 04.12.31	98,222円	手数料率は基準表に基づき個別に決定。(30%～40%)
	令和05.01.01～ 05.06.30	351,420円	
	令和05.06.30	326,404円	受取手数料率35%
東京事務所家賃の支払	平成31.01.01～ 令和01.06.30	150,000円	金額は賃貸借契約書による。 単価25,000円×6か月
	令和02.04.01～ 6.30	135,000円	@45,000円/1ヶ月×3か月
	令和02.07.01～ 7.31	45,000円	@45,000円/1ヶ月×1か月
	令和02.08.01～ 02.10.31	135,000円	@45,000円/1ヶ月×3か月
	令和05.07.01～ 05.12.31	180,000円	@30,000円/1ヶ月×6か月
謝金 (N連事業専門家派遣)	平成31年03.01～ 令和01.06.30	120,000円	謝金規定による (1時間2000円。1日あたり実働6時間) 10日間×@12,000円
	平成01.08.31	72,000円	6日間×@12,000円
	平成01.10.30	60,000円	5日間×@12,000円
	平成01.12.31	36,000円	3日間×@12,000円
	令和02.03～ 03.02	378,000円	189時間×@2,000円
	令和03.03～ 04.07	384,000円	192時間×@2,000円
アドバイザー報酬支払 (事業・法人運営全般に関するアドバイス)	平成30.04.01～ 31.03.31	1,200,000円	契約書による。 月額100,000円×12か月
	令和01.04.01～ 02.03.31	1,200,000円	月額100,000円×12か月
	令和02.04～ 03.03	318,000円	159時間×@2,000円
	令和03.07～ 04.06	120,000円	60時間×@2,000円
	令和04.04～ 05.03	600,000円	300時間×@2,000円
	令和05.04～ 06.03	825,000円	412.5時間×@2,000円
謝金 (N連事業専門家派遣)	令和01.05.31	60,000円	謝金規定による。 5日間×@12,000円
	令和01.04.01～ 02.03.31	240,000円	20日間×@12,000円
	令和02.02.28	60,000円	5日間×@12,000円
	令和02.03～ 03.02	432,000円	216時間×@2,000円
	令和03.07～ 04.06	480,000円	240時間×@2,000円
謝金 (N連事業専門家派遣)	令和02.02.28	48,000円	謝金規定による。 4日間×@12,000円
	令和02.03～ 03.02	360,000円	180時間×@2,000円
	令和03.07～ 04.06	408,000円	204時間×@2,000円
謝金 (応用研修講師料)	令和04.10～ 04.11	80,000円	40時間×@2,000円
	令和05.05～ 06.04	336,000円	168時間×@2,000円

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人ラオスのこども
-----	------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
				✓
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ラオスのこども	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要です）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人ラオスのこども
-----	------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	寄附金充 当予定額
ラオスで本や紙芝居を企画、編集、出版、販売し、制作者を育成する事業ならびにそれらの支援事業	ラオスで評価が高い図書・紙芝居を毎年出版 新刊 1 作品 約 3,000 冊 再版 3 作品 計 8,000 冊 出版部数の約半数を販売	通年	(図書印刷) ラオス/ ヴィエンチヤン都 (図書配付) ラオス/全国	2 人	出版図書の読者 (図書配付先の 児童生徒教員、 地域住民)約3 万 人	2,500 千円
ラオスで読書の習慣を広める事業	学校図書室を新しく 4 校にて開設。 これまでに開設した図書室に補充図書セットを配付	例年 8 月～4 月	ラオス/ ヴィエンチヤン都・ヴィエンチャン県・カムワン県・ボリカムサイ県	6 人	図書室設置校の児童生徒、教員、地域住民約 2000 人	2,200 千円
	「中等学校における図書館整備事業」を実施。ヴィエンチャン県の 8 校を 3 年間かけて整備	通年	ラオス/ヴィエンチャン県	6 人	図書室設置校の生徒、教員、地域住民等約 4000 人	9,000 千円
	事務所併設の図書館は、5 日運営。図画工作、ゲーム、音楽などの交流イベントも実施	通年	ラオス/ ヴィエンチヤン都	3 人	メンバー登録している子ども、大人約 500 人	300 千円
ラオスでの奨学金事業	中等学校の生徒を対象に奨学金を支給(受託事業)	例年 9 月～5 月	ラオス/ ヴィエンチヤン県	3 人	中等学校の生徒 30 人/年	600 千円
ラオスに関する交流や広報をおこない、ネットワークを広げる事業	ラオスや当会の活動に関する理解と交流をすすめる イベントの開催・協力 ラオス織物展示販売 ラオスお正月パーティ 絵本作りイベント 国際協力イベント出展	通年	東京都・神奈川県を中心に全国	4 人	イベント参加者、会員、ボランティアなど約 1500 人	800 千円
ラオスを紹介する書籍や雑貨などの企画、製作、販売	ラオスで出版した絵本を基にしたオリジナルカレンダーの制作 1500 部	例年 9 月～2 月	(制作)東京都 (配付・販売)全国	3 人	会員、支援者、ボランティア、一般など約 500 人	850 千円
日本での社会教育や開発教育の事業	開発教育などの講師派遣	通年	東京都・神奈川県	4 人	イベント参加者約 30 人	50 千円